

序章

盛岡市都市計画マスタープラン見直しの背景と経過

序章 盛岡市都市計画マスタープラン見直しの背景と経過

1. 市町村の都市計画マスタープランとは

市町村の「都市計画マスタープラン」は、望ましい都市像をまちづくりの目標として明確にし、この目標の実現に向けて、都市計画の諸施策を総合的かつ体系的に展開していくため、市民参加のもとに策定する将来のまちづくりへ向けた基本方針です。

市町村が行う都市計画（土地利用、道路・公園・下水道等の都市施設整備、市街地開発事業等）は、この「都市計画マスタープラン」に即して実施されることとなります。

2. 都市計画マスタープランの策定

都市計画は、地域における健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、また適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるように定められています。

また、経済や市民生活などの広域化が進む中、合併前の盛岡市と玉山村をはじめ、滝沢市及び矢巾町を一体の都市として捉え、県知事が定める「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」に基づいて都市計画が定められてきました。

しかし、同方針は広域的視点からの土地利用調整、都市施設の整備等が可能であるというメリットの反面、地域固有の実情や課題への対応並びに市民意見の反映を図りにくいなどの問題が生じました。

こうした問題に対応するため、平成4（1992）年に都市計画法が一部改正され、市民に最も身近な自治体である市町村が、都市計画において主導的役割を果たすことができるように、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の策定が位置づけられました。

本市では、平成7（1995）年に策定した第三次盛岡市総合計画や、県が策定した盛岡広域都市計画区域における「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」に基づき、平成13（2001）年度に「盛岡市都市計画マスタープラン」を策定し、平成21（2009）年度に改定しました。

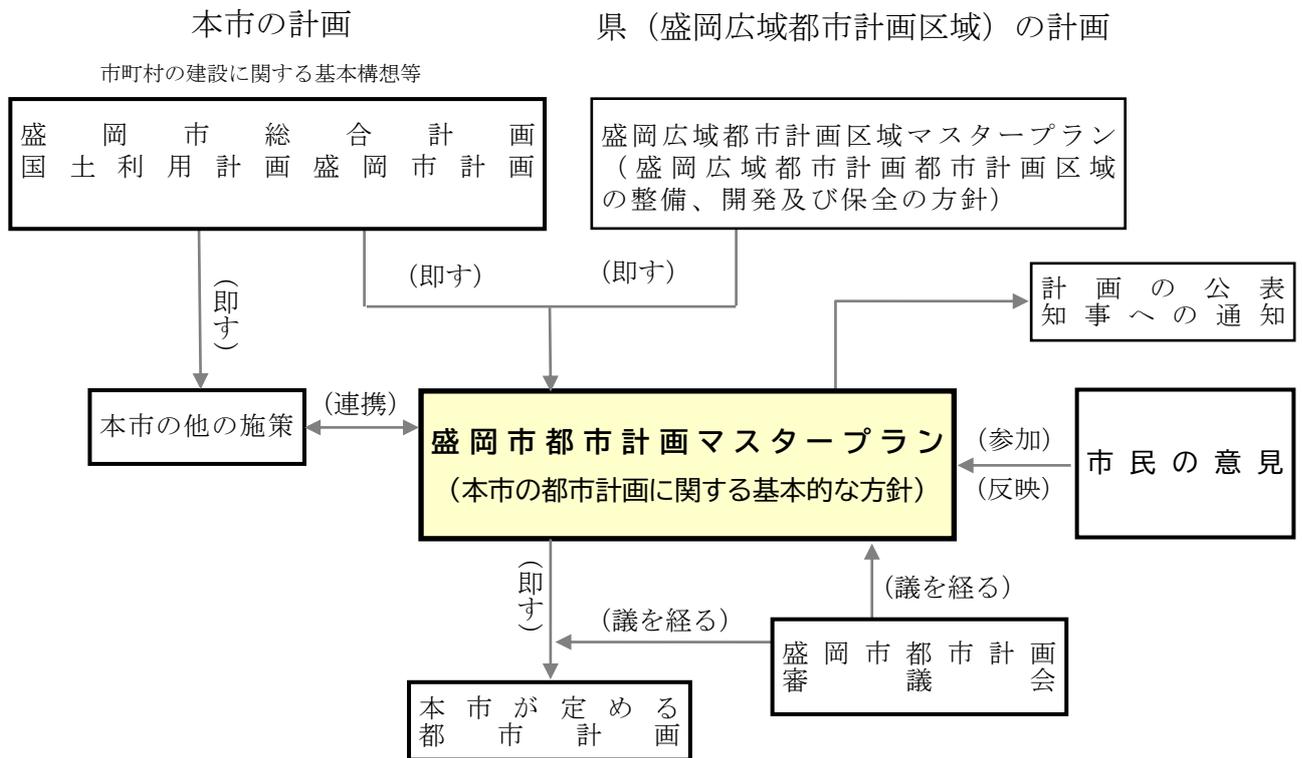
なお、平成12（2000）年の都市計画法の改正により、「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に改められ、都道府県が都市計画区域ごとに方針を定めることとなったことを受け、本市を含む盛岡広域都市計画区域においては平成16（2004）年に盛岡広域都市計画区域マスタープランが策定され、平成27（2015）年に改定されています。

盛岡市都市計画マスタープランの特長

盛岡市都市計画マスタープランは、本市の都市計画・まちづくりに関わる各種の既定計画を総合する役割を担っています。

また、本計画における“まちづくり”とは、道路や公園などの主にハード面の整備という概念で用いられる“都市整備”に、市民参加などソフト面の取組も含めた概念として広義に捉えています。

盛岡市都市計画マスタープランの位置付け



盛岡市都市計画マスタープランは本市の都市計画に関し、概ね 20 年間をめどとした基本方針を示したものです。しかし、法令等の改正や即すべき上位計画の見直し、社会経済状況等の大きな変化が認められる場合などには、必要な計画の見直しを行なうこととします。

3. 法的な根拠について

都市計画マスタープランは、都市計画法に以下のとおり規定されています。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第 18 条の 2

- 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
 - 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

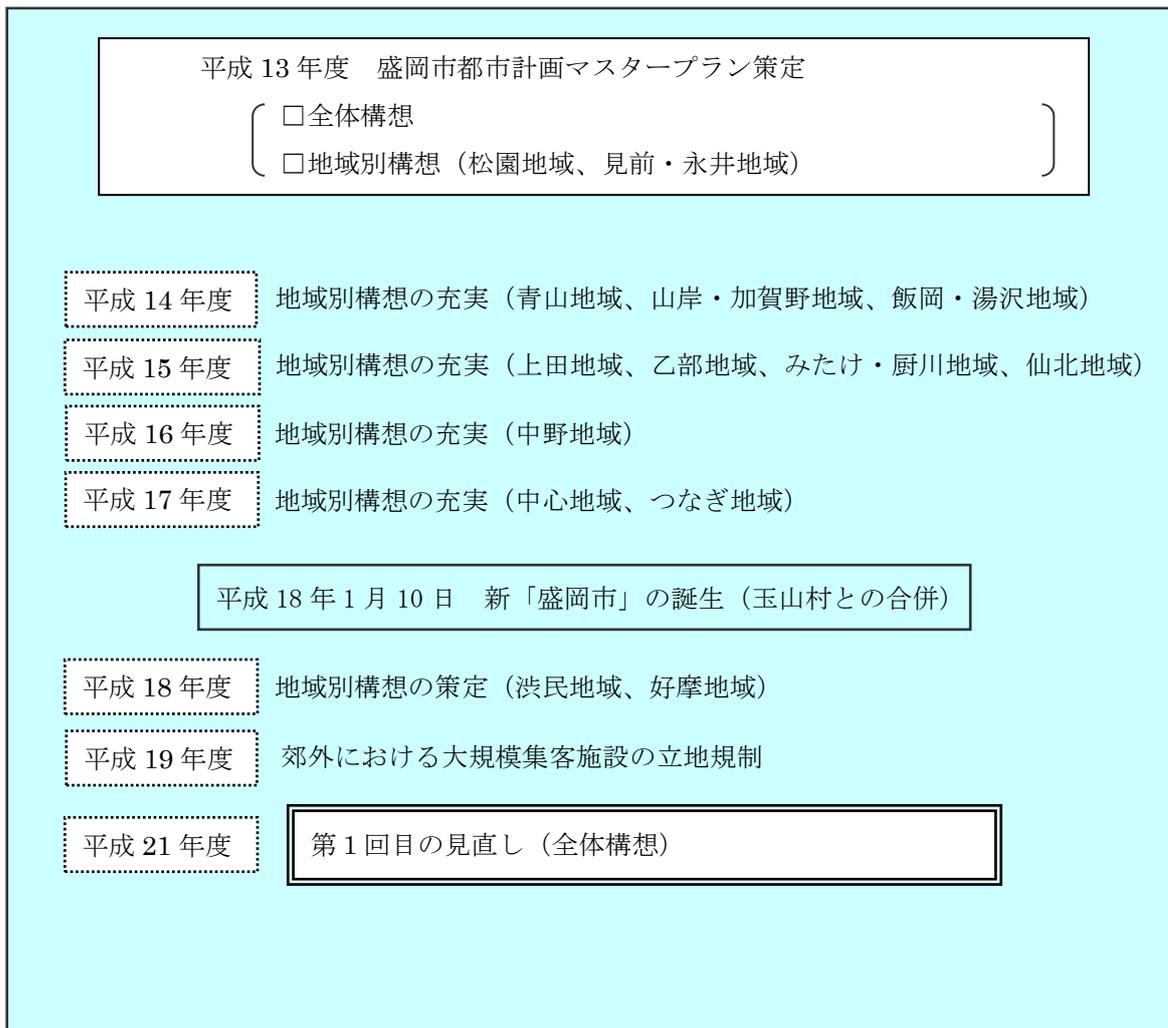
4. 計画の策定と、これまでの見直し

盛岡市都市計画マスタープランは、平成 11（1999）年度から平成 13（2001）年度までの 3 箇年で策定しました。

平成 11（1999）年度は市の現況分析を中心に検討を行い、平成 12（2000）年度は市民意識調査、まちづくりセミナー、まちづくりフォーラムといった市民参加のプログラムを導入しながら素案をつくりました。平成 13（2001）年度は松園地域と見前・永井地域においてワークショップを開催し、住民説明会での市民の意見聴取や関係機関との調整を行ったあとに、都市計画審議会への諮問と答申を経て、都市計画マスタープランが策定され、市民への周知と知事への報告を行いました。

その後、青山地域や中心地域など 10 の地域でワークショップを開催し、地域別構想の充実を図りました。平成 18（2006）年 1 月の玉山村との合併を経て、玉山区（当時）の渋民地域と好摩地域でワークショップを開催し、地域別構想にこの 2 つの地域を加えました。平成 19（2007）年度には、まちづくり三法の改正に伴う郊外における大規模集客施設の立地規制を図るため、計画の見直しを行い、平成 21（2009）年度には全体構想の見直しを行いました。

都市計画マスタープラン策定以降の主な経過

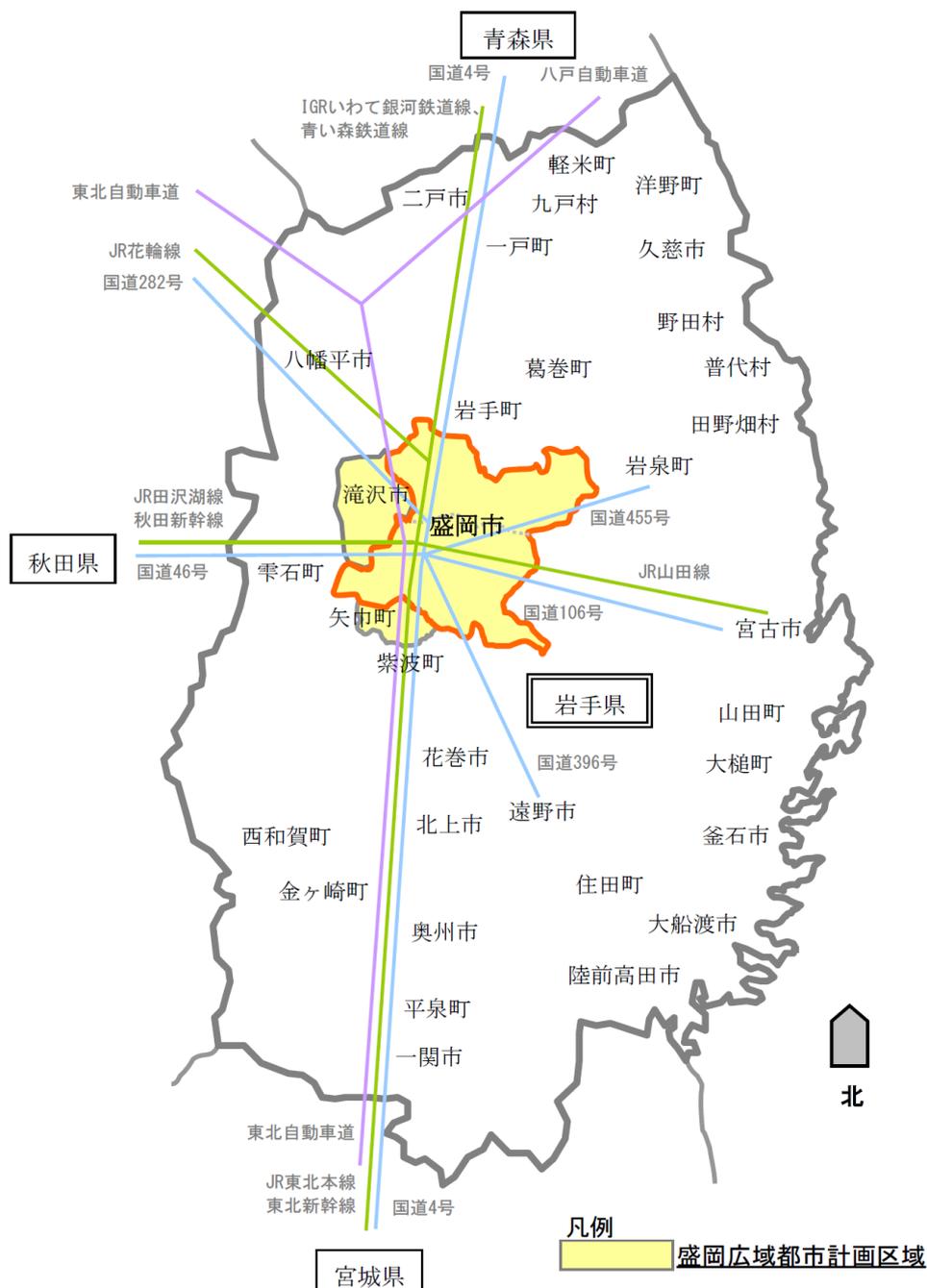


5. 今回の計画の見直し

第1回目の見直しから、10年が経過し、人口などの社会情勢が変化しており、これらを踏まえる必要が生じています。また、これらの変化に対応して平成27（2015）年に盛岡市総合計画実施計画、令和元（2019）年11月に盛岡市地域公共交通網形成計画、そして令和2（2020）年3月に盛岡市立地適正化計画が新たに作成されています。

これらの社会情勢の変化や新たに作成された関連計画を踏まえ、今後のまちづくりへの方針を見直すものであり、全体構想の見直しの後に地域別構想についても順次見直しを行うものです。

図 本市の位置



6. 本計画の構成と内容

本計画は、まちづくりに対する基本的な考えを明示した全体構想と、地域ごとの計画である地域別構想とで構成しています。

全体構想では、隣接する市町の都市計画を視野に入れながら、本市の現状と課題、まちづくりの目標と基本方針を明らかにするとともに、これを踏まえた都市整備の方針を分野ごとに整理しています。

地域別構想では、コミュニティ地区などを参考に15の地域を設定し、統計資料や地域別に開催したワークショップにおける参加者の意見などを踏まえ、地域ごとにまちづくりの方針を明らかにしています。

都市計画マスタープランの全体構成

